

【補助金申請手続きの流れ】

申請者

- 1 補助金交付申請を提出**(受付は先着順に行い、予算に達し次第締め切ります)  
システム設置前に、申請書に関係書類を添付し提出。  
添付書類 (1)設置場所の位置図 (2)システムの概要(カタログ等)  
(3)システム設置に係る経費の内訳(見積書等)

町

**1' 審査及び交付決定等**

申請書を審査し補助金交付の適否を決定します。不適當の場合、その旨通知し、適當の場合は金額を決定し通知します。

申請者

**(1) 変更承認申請を提出 (変更・中止・廃止がある場合のみ)**

交付決定後変更等が生じた場合、申請書に関係書類を添付し提出。

- 添付書類 (1)変更後の設置場所の位置図 (2)変更後のシステムの概要(カタログ等)  
(3)システム設置に係る経費の内訳(見積書等)

**【工事に着工】**

申請者

**2 実績報告書の提出** システム設置後に、実績報告書に関係書類を添付し提出。

- 添付書類 (1)システムの概要と工事内訳書 (2)工事請負契約書  
(3)領収書の写し (4)設置状況が確認できる写真  
(5)電力需給契約書の写し (6)建物の所有を証する書類の写し

※補助金の交付を受けるためには、補助事業が完了した日から30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告書の提出が必要です。

町

**2' 審査**

実績報告書を審査し必要に応じて調査した後、補助金の額を確定し通知します。

申請者

**3 補助金の請求**

補助金額の確定通知が出された後、補助金の請求書を提出。

町

**3' 補助金の支払い**

請求書に記載の指定金融機関に補助金の振込を行います。

申請者

**4 運転状況調査**

毎月の発生電力量、売電量及び買電量の報告。(1年分を2年間報告)